

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 21 日

各都道府県
性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター所管課長 殿

内閣府男女共同参画局
男女間暴力対策課長

性犯罪・性暴力被害者支援のための夜間休日対応コールセンターの設置について

日頃より、性犯罪・性暴力被害者の支援等に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、内閣府では、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針（令和2年6月11日 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議）」「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの強化について（令和3年3月26日 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター強化検討会議）」に基づき、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（以下「ワンストップ支援センター」という。）の24時間365日化の取組を支援するとともに、全国で被害について相談し、必要な支援が受けられるよう、夜間休日に対応できるコールセンター（以下「コールセンター」という。）を設置するため準備を進めてまいりました。また、「夜間休日対応のコールセンター設置に伴う相談対応の整備及び性犯罪・性暴力被害者に対する急性期の医療費支援について（令和2年12月25日付け府共第689号内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長通知）」により、夜間休日対応のコールセンター設置に伴う相談体制の整備について、体制整備をお願いしたところです。

この度、下記のとおり、コールセンターを設置、開設いたしますので、御報告いたします。コールセンターを利用する道府県におかれましては、ワンストップ支援センターとコールセンターとの連携強化について、格段の御協力をいただけますようお願いいたします。

なお、警察庁には別添1、厚生労働省には別添2により、コールセンターの設置について、協力を依頼しておりますので申し添えます。

記

- 1 コールセンターの開設日時
令和3年10月1日（金）17時
- 2 コールセンターの運営時間
月曜日から金曜日：毎日17時から翌日10時まで
土曜日、日曜日：土曜日の10時から月曜日の10時まで

国民の祝日：10時から翌日10時まで

年始年末（12月29日から1月3日）：12月29日10時から1月4日の10時まで

3 コールセンターを利用する道府県

(1) 10月1日からコールセンターを利用する県(20県)

青森県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、群馬県、新潟県、山梨県、三重県、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

(2) 11月1日からコールセンターを利用する道府県（7県）

北海道、岩手県、福島県、栃木県、京都府、奈良県、和歌山県

4 コールセンターの運営及び連携について

コールセンターで受け付けた相談については、必要に応じ、相談者の居住地等のワンストップ支援センターの緊急連絡先に連絡し、対応を依頼します。また、コールセンターは、夜間休日に受けた全ての相談について、相談者の居住地等のワンストップ支援センターに、報告を行います。

本年度コールセンターを利用するが、「夜間休日対応のコールセンター設置に伴う相談対応の整備及び性犯罪・性暴力被害者に対する急性期の医療費支援について（令和2年12月25日付け府共第689号内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長通知）」に基づく体制を構築できない道府県においては、来年度以降、必要な体制整備をお願いいたします。

5 コールセンター事務局

性犯罪・性暴力被害者のための夜間・休日相談コールセンター（仮称）事務局

大阪府男女共同参画推進財団（ドーン財団）

担当：仁科、古川、中村

jigyo@dawn-ogef.jp

TEL:06-6910-8615 FAX:06-6910-8624

別添1「性犯罪・性暴力被害者支援のための夜間休日対応コールセンターの設置及び警察との連携について」（警察庁あて、令和3年9月19日内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長事務連絡）

別添2「性犯罪・性暴力被害者支援のための夜間休日対応コールセンターの設置について」

（厚生労働省あて、令和3年9月19日 内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長事務連絡）

別添3「夜間休日対応のコールセンター設置に伴う相談対応の整備及び性犯罪・性暴力被害者に対する急性期の医療費支援について（令和2年12月25日付け府共第689号内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長通知）」

【本件担当】

内閣府 男女共同参画局 男女間暴力対策課
林、村山、原

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1

TEL：03-5253-2111（内線37551）

E-mail：g.sa.j8t@cao.go.jp